

中間評価答申提言(抜粋)

課題	提言	内容	所管課	所管課回答
	<p>⑧【提言1】 (P22～P23) DVに関する啓発活動と相談窓口の周知</p>	<p>・多様な性と人権に関する意識調査の結果、『DV等を受けたときにどこにも相談しなかった(できなかった)』理由として、「相談しても解決しないと思ったから」と回答した人の割合が37.8%に上った。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の認知度は男性24.2%、女性19.9%となっており、DV被害の多い女性の認知度が男性より低く、より女性に特化した周知啓発を行う必要がある。</p> <p>・現在、国立市のホームページ・冊子等におけるDV相談窓口の表記は、東京都や全国一律の相談窓口のみの記載で、市のDV相談窓口は記載されておらず身近に感じられにくい状況がある。女性や子どもが多く集う市内病院や保育園等において市の相談窓口、相談事例、相談後の動き等を分かりやすく記載したカード等を設置する、ソーシャル・メディアの活用等で周知の裾野を広げる等の取組が必要である。特にDV被害に自覚的でない方に対しては、相談の具体的事例や相談後のプロセス等も合わせて周知する必要がある。男性DV被害者への相談窓口の周知については今後の取組を期待したい。</p>	<p>市長室</p>	<p>・女性相談対応件数は、R1:505件、R2:1033件、R3:1114件。うちDV相談件数は、R1:172件、R2:394件、R3:410件。</p> <p>・令和3年8月には直通の「くにたち女性ホットライン」を開設。DV相談の他、生活に関すること、人間関係など様々な相談を受け付けるものではあるが、ホームページ等ではDVの相談先として最初に掲げている。ホットラインの入電件数は、R3:12件(8月以降)、R4:13件(7月末まで)。</p> <p>・国立市内で女性が相談できる窓口を案内した「くにたち市の相談まどぐち」カードを作成。令和4年3月～7月の生理用品の配布では、カードを同封し、配布だけに留まらず、相談につなげる工夫を行った。カードには相談窓口を列挙しているが、DVに特化したものではなく、相談事例や相談後の動き等の記載はない。</p> <p>・相談窓口の周知が課題であり、ポスター作成、谷保駅・矢川駅での掲示等を検討したい。</p> <p>・令和3年のダブルリボンキャンペーンでは、くにたち男女平等参画ステーション作成の動画や、一橋大学のゼミで作成した映像作品を展示した。今後は、学校等での啓発を進めていきたい。</p> <p>・男性のDV被害者については、福祉総務課にて相談を受けているが、市HP等での周知はしていない。市HPでは、男性DV被害者の相談窓口として、東京ウィメンズプラザを記載している。</p>

中間評価答申提言(抜粋)

課題	提言	内容	所管課	所管課回答
配偶者等からの暴力の防止	⑨【提言2】(P23) 困難な問題を抱える女性の相談・保護・自立支援を支えるための包括的支援体制の構築	<p>・現在のDV被害者支援は売春防止法等を根拠とした婦人保護事業になっており、時代とともに複雑化・多様化・複合化した困難課題を抱える女性に対して、相談から保護、自立支援までの先を見据えたような法制度が整備されていない状況がある。そのような中で、市は、地域の民間団体等と連携し、その団体の特色や経験、強みを活かした長期伴走型の支援体制を構築する必要がある。女性パーソナルサポートの事業を継続するとともに、今後は、施策番号50に定める配偶者暴力相談支援センター機能設置の検討、アウトリーチ型支援、DV・性暴力被害から心の健康を回復するための支援等についての施策が検討されることを期待したい。また、児童虐待の担当部署等とは特に連携を深め、地域が一体となって支援する包括的な支援体制の構築に向けた取組を期待したい。</p>	市長室	<p>・コロナ禍において女性相談件数が倍増している中で、東京都女性相談センター多摩支所が近隣市にあるため、現状では大きな問題は生じていないが、当市に配暴センターがあれば市民にとっては利便性が高い。設置にあたっては組織・人員体制等が課題となるため、既に設置している自治体への視察を行う等、設置の必要性を検討していく。</p> <p>・令和元年から女性パーソナルサポート事業を開始。短期宿泊件数は、R1:6件、R2:12件、R3:4件(一時保護が増加(R1:2件、R2:5件、R3:11件)しており、短期宿泊は減となっている)。自立支援件数は(R1:23世帯(参考))、R2:46世帯、R3:38世帯。</p> <p>・令和3年7月より、女性パーソナルサポート事業を拡充し、自ら相談窓口に来所できないまたは来所しない多問題を抱えた女性に対し、自宅に訪問し支援を行うアウトリーチ型支援を開始した。R3:2世帯(269件)。</p> <p>・子ども家庭支援センターや民間支援団体とは適宜密な連絡を取り合いながら支援を行っている。</p>
			子育て支援課	<p>子ども連れでの相談の場合、本庁では面談時に子どもの待機場所を確保することが難しいため、子ども家庭支援センターにおいて実施することが多くなっている。来年度、子ども家庭支援センターが移転した場合の対応については検討課題となる。</p>

中間評価答申提言(抜粋)

課題	提言	内容	所管課	所管課回答
	<p>⑩【提言3】 (P23) 若年層女性のエンパ ワメント施策の強化</p>	<p>・「多様な性と人権に関する意識調査」は、10代の市民からの回答が少なく、若年世代へのDV・デートDVの啓発の効果が見えにくいものであった。次期計画策定に向けては、中学高校生等が抱える課題等を把握するため、教育委員会或いは各学校を通じてDV・デートDVや虐待の無記名アンケートを行うことで、若年層の意識や考え方を積極的に施策へ反映させることが必要である。中学・高校生に向けては、SNSによる出会い系サイトやJKビジネス問題への注意喚起を行う等、社会情勢を敏感に捉えて施策に反映できることが望ましい。若年層のコミュニケーション手段として普及しているSNSを活用した相談体制の導入については今後検討を依頼したい。</p>	市長室	<p>・各学校でのアンケート調査は可能であるが、その実施・分析には相当のコストが想定される。渋谷区が中学2年生を対象にして令和2年度に実施した意識調査等、他の自治体が実施した調査を活用することも有効だと考えられる。 ・令和2年4月から令和3年3月まで、くにたち男女平等参画ステーションにてLINE相談を実施し、333件の相談があった。個人情報等のセキュリティ面・予算面で継続が困難であるため、現在は実施していない。 ・令和3年度には、くにたち男女平等参画ステーションにて、小学校2校、中学校1校でジェンダーに関する出張授業を実施した。今後はこのような場を啓発に繋げていきたい。</p>
			教育指導支援課	<p>現時点で学校におけるアンケートは実施していない。今後は、学校単位で実施していくことは考えられるが内容等の検討が必要。</p>

中間評価答申提言(抜粋)

課題	提言	内容	所管課	所管課回答
男女平等を阻害する要因の解消	⑫【提言1】 (P27) 国立市指定企業と連携したセクシュアル・ハラスメント防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメントへの理解及び関連法令や市の施策に対する理解と浸透を図るためには、事業者や教育関係者と連携した取組が必要であるが、企業等を対象とした啓発がこれまで十分に実施されて来なかった現状がある。事業者等に向けた新たな啓発施策として、まずは「国立市企業誘致促進事業」で市が指定企業として認定している事業者(平成31(2019)年4月現在、全15社)を対象に啓発を開始することも検討していただきたい。指定企業が集う交流会等に職員が出席し、各企業における男女平等参画に関する取組状況をヒアリングするとともに、セクシュアル・ハラスメント防止への理解と取組を促す啓発を実施していくことを提案したい。 	市長室	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への働きかけはこれまであまり行っていない。令和4年3月には、くにたち男女平等参画ステーションにて医療機関向けLGBTQ+研修を実施したが、市内医療機関の参加はなかった。事業者への周知・啓発については、市の発信したい内容と、事業者が得たい情報との乖離があると考えられる。 指定企業交流会は企業の代表者等が出席する場であり、時間が限られるため、その場での研修・ヒアリングは難しい。 令和3年4月～の生理用品配付の際には、商工会女性部の一部に協力いただいた。このような繋がりをもとにした取組みを進めていきたいが、具体的な目途はたっていない。
	⑬【提言2】 (P27) ストーカー支援対策の啓発及び相談部署等の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー対策としては、まずは庁内各課が個人情報保護を徹底し、成りすましによる請求等に厳重に注意することが何よりも重要であり、「国立市男女平等参画兼DV対策推進員」等を活用し各課へ定期的な注意喚起を行うことが必要である。また、市ホームページ上では市民課以外にストーカー被害の相談先が記載されていないことから、DVの提言と同様にストーカー被害の具体例や警察等の相談先等を明記するように依頼したい。 	市長室	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー被害者の個人情報保護の対策はDV被害者の対応と同様であるため、男女平等参画兼DV対策推進員に対し、注意喚起を行った。 市ホームページにおいて、ストーカー被害者の相談先として、DV相談と同様の場所に記載をしている。
市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり	⑭【提言1】 (P37) 国立市男女平等参画兼DV対策推進員の役割の明確化及び市職員全体への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 新たに設置した「国立市男女平等参画兼DV対策推進員」について、今後は、課内での推進役としての役割を明確にし、推進員の理解度を深めるための効果的な取組を示していただきたい。市職員の計画の認知度を高めるため、毎年度各課に計画の自己評価を依頼し、「推進状況調査報告書」を作成しているが、嘱託職員・臨時職員を含む啓発は不十分であると思われる。嘱託職員・臨時職員を含む市職員全体の意識を高めるための研修を実施し、本条例及び本計画の認知度を毎年度調査していく等の工夫を依頼したい。 	市長室	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画兼DV対策推進員は、各課1名の係長級職員を指名し、推進連絡会(及びDV対策部会)を以下のテーマで開催した。 H30:くにたち男女平等参画ステーション(120分) R1:推進状況調査(30分)、DV部会(60分) R2:パートナーシップ制度、ガイドライン(45分)、DV部会(45分) R3:審議会性別比、市職員服装規定(45分)、DV部会(45分) 課内での男女平等の推進役としての位置づけであるものの、具体的な取組内容が明確でない。また、人事異動で推進員が変わるため、継続的な議論が難しい。そのため市長室から各課へ連絡等をする際の担当という形での運用になっている。 本計画は多岐に渡る施策が列挙されており、全職員への内容の周知は現実的でない。市職員向けの研修としては、LGBT研修を毎年実施しているほか、令和3年度には管理職等を対象とした生理研修を実施した。また、令和3年度からは、くにたち男女平等参画ステーションの情報誌(年2回)を市職員へ回覧して、意識向上につなげる取組みとしている。